

個人情報取扱特記事項**(基本的事項)**

第1 この契約により、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）から業務の委託を受けた〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、この契約による業務履行の必要により個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年広域連合条例第1号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならない。

2 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(安全の確保)

第3 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、個人情報の厳重な管理及び保管、搬送における安全の確保その他必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、電子計算組織（電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。）を利用してこの契約による業務に係る個人情報を処理するときは、乙以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

(再委託の禁止)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該委託先又は請負先に、この個人情報取扱特記事項で要求する事項を遵守させなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務履行のために個人情報を収集するときは、当該業務の履行に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(調査の実施)

第8 甲は、この契約による業務に係る個人情報を保護するために必要があると認めるときは、乙に対して個人情報を取り扱う業務の管理状況等について調査を行うことができるものとし、乙は、これに協力し必要な情報を提供しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第9 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第10 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいを起こさない方法で確実に処分しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。